

医療法における広告制限見直し状況（獣医療法と医療法～主な広告制限対照表～）

令和5年3月17日
獣医事審議会第4回免許部会

参考1

	医療法							獣医師法	獣医療法			
項目	施行年	改正年						備考	施行年	施行年	改正年	備考
	S23	H5	H10	H13	H14	H19	H20		S24	H4	H20	
診療科名	○（法）	○（法） （⇒政令、省令へ）	-	-	-	-	○ （政令、省令）	・H5に内容は政令に改めた ・H20に身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改めた	○（法）	○（法）	-	・具体例はガイドラインに記載
学位、称号 （獣医師（医師）であること）	○（法）	-	-	-	-	-	-		○（法）	○（法）	-	
獣医師（医師）の略歴 （勤務施設、期間）	×	×	×	○（告）	-	-	-	・客観的事実の場合は可能。 ・専門医、認定医は略歴に含まない。 ・「研修」については、不可	×	×	×	
獣医師（医師）の略歴 （学会等の会員）	×	×	×	×	×	×	-	・学会の役員については、一連の略歴として記載は可能。	×	×	○（省令）	・獣医関連学会の会員であること
専門性資格 （専門医、認定医、専門医療従事者）	×	×	×	×	○（告）	-	-	・一定の要件をみたした団体等は可能。 ⇒R3から（一社）日本専門医機構の専門性に関する認定を受けた旨。	×	×	×	
診療内容 （自由診療）	×	×	×	×	×	○（告）	-	・標準的な費用を併記で広告可能 ・公的医療保険が適用されないことが条件	×	△（省令） ※1	△（省令） ※2	・（※1）体内受精卵の採取 ・（※2）避妊去勢手術、フィラリア症予防 ・費用の併記は不可。
予防注射	×	×	×	○（告）	-	-	-		×	×	○（省令）	
健康診断	×	○（告）	-	-	-	-	-		×	×	○（省令）	
治験	×	×	×	○（告）	-	-	-		×	×	×	
診療費用	×	×	×	×	×	○（告）	-	・自由診療において、標準的な費用の併記する場合に限り可能。	×	×	×	
「診療内容（保検診療）」、「手術件数」、「分娩件数」、「患者数」、「平均在院日数」及び「病床利用率」	×	×	×	×	○（告）	-	-		×	×	×	・獣医療で「保検診療」はない。
治療結果分析の有無やその結果の提供の有無	×	×	×	×	×	○（告）	-		×	×	×	
技能、療法又は経歴に関わらない事項 （診療施設の名称、住所、電話番号、勤務医氏名、診療日、入院施設の有無等）	○ （法）	○ （法、告）	○ （法、告）	○ （法、告）	-	○ （法、告）	-		-	-	-	・広告可能として整理
虚偽・比較優良・誇大など	S24（法）：虚偽内容の禁止 H5（省令）⇒H29（法）：比較優良・誇大内容の禁止 H19（省令）⇒H29（法）：客観的事実ができない内容・公序良俗に反する内容の禁止 H30（省令）：体験談、治療前後の写真の禁止								H20（省令）：比較優良・誇大内容・費用併記の禁止			
広告媒体	H19（ガイドライン）：広告の定義を規定 H24（ガイドライン）：医療機関ホームページガイドライン作成 H30（法）：ウェブサイト等も広告規制対応 ＊ただし、患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要があるため、限定解除要件あり。								H20（ガイドライン）：広告の定義を規定			